

岩手県告示第602号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和3年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和3年7月6日から令和4年2月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市全域
- （2） 公共測量を実施する期間 令和3年7月7日から令和4年3月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 写真地図作成